

国空安保 第 834 号
国官参事 第 1277 号
平成 29 年 3 月 28 日

日本航空株式会社

取締役専務執行役員 進 俊則 殿

国土交通省 航空局安全部長 高野 滋

シャルル・ド・ゴール空港における搭乗手続未了旅客の搭乗及び定員超過状態での
運航開始に対する安全運航体制の確立のための改善指示について（嚴重注意）

平成29年3月21日（現地時間）、貴社運航のJAL46便（パリ発羽田行）において、搭乗手
続未了の旅客を搭乗させるという事案が発生した。

その結果、当該機は定員超過の状態となったが、そのまま運航を開始し、駐機場を離
れた後、定員超過が判明し駐機場へ引き返した。

昨年9月30日に福岡空港で発生した他社便の事案を受け、航空局から各航空運送事業者
に対し、搭乗手続済み旅客と実際の搭乗旅客の照合を確実に行うよう指示し、また、関
連通達を改正し、航空機の移動開始前までの旅客の着席及びシートベルト着用の義務を
明確化してきたなか、国際線において必要な本人確認が適切になされず、また、定員超
過の状態での運航を開始したことは、航空保安及び運航の安全上極めて遺憾であり、嚴重
に注意する。

については、下記事項について改善が必要と思われるため、詳細な原因究明を行い、再
発防止策を検討の上、本年4月11日までに文書にて報告されたい。

記

1. 国際線における搭乗手続時及び搭乗口通過時の本人確認並びに国内線を含めた
一連の搭乗手続におけるエラーが発生した際に必要な確認の徹底方法
2. 航空機の移動開始前の機内での旅客着席の確認の徹底（化粧室の扱いを含む。）
3. 自社職員及び委託先職員による適切な業務実施の徹底